

指標

地域医療介護総合確保基金 (医療分・介護分) について

副会長

藤原 秀俊

平成26年8月1日発行の北海道医報第1151号において、新たな財政支援制度(新基金)について詳細に述べた。同医報において、社会保障制度改革国民会議の報告書での提案、その後の予算編成、「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律＝医療介護総合確保推進法」の衆参両院での成立など時系列で解説した。そして平成26年7月はじめ時点までの報告を行った。今回はその後の状況を掲載する事とした。また平成27年度から開始された基金の介護部分についても掲載する。

〈地域医療介護総合確保基金(医療分)について〉

道医報1151号で述べた通り、同基金に関しては北海道総合保健医療協議会(総医協)地域医療専門委員会(小熊委員長)で検討されている。平成26年7月31日の国のヒアリングを経て、本道分として要望通り37.3億円と決定されたが、先の医報の通り国庫補助廃止事業対応分(約17.4億円)を優先的に確保したため、残りは約20億円となった。

37.3億円の内訳は①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業16.16億円、②在宅等における医療の提供に関する事業3,200万円、③医療従事者の確保に関する事業20.83億円が国より認められた。なおこの①～③の中での事業区分間の調整は認められないとの事であった(表1)。

平成26年度は期中であり、基金の活用には執行残があったため、厚生労働省より方針が示された。

④前年度執行残については、前記①～③へそれぞれの枠内で活用する事を原則として、翌年度の実施に充てることが可能

⑥平成27年度以降の新基金の活用については、上記①「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」に重点化して配分していくと、あくまでも施設設備の整備にこだわりの強い基金となっている。

なお全国的な執行率は、事業①に関しては40.5%、事業②は55.3%、事業③は78.7%であり、904億円のうち全国で603億円(66.8%)の執行であった。また本道分の執行率は、事業①8.3%、事業②59.5%、事業③81.6%である。

平成27年度計画として北海道は、前年度と同額の37.3億円を要望し、平成27年5月ヒアリングに対応した。しかし、7月17日厚労省より、総額904億円については、2回に分けて配分する事とし、今回の1回の内示は全体の約3分の2に当たる611億円とするとの内示があった。本道分に関しては、要望額37.34億円に対して65.3%の約24.37億円であった。また①施設・設備の整備に関する事業に関しては要望額に対して100%の12.1億円であったものに対して、②在宅等の事業に関しては、要望額3.33億円に対して1.12億円(33.7%)、③医療従事者の確保に関する事業は、要望額21.9億円に対して11.1億円(50.9%)となり、いかに厚労省が地域医療構想における医療機関の施設・設備の整備に重きを置いているかを垣間見ることができる(表2)。

表1 地域医療介護総合確保基金を活用して実施する事業

区分	基金活用額
① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	1,616百万円
② 居宅等における医療の提供に関する事業	32百万円
③ 医療従事者の確保に関する事業	2,083百万円
合計	37.3億円

表2 平成27年度地域医療介護総合確保基金(医療分)の配分について

(単位:千円)

区分	北海道要望額	内示額(第1回)	交付率
総額	3,734,000	2,436,947	65.3%
①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	1,210,621	1,210,621	100.0%
②居宅等における医療の提供に関する事業	332,870	112,227	33.7%
③医療従事者の確保に関する事業	2,190,509	1,114,099	50.9%

区分間の流用を、道も国に対して要望しているが不可とされている。各地域において医療事情、整備すべきことは当然異なり、柔軟な使用を認めて頂きたいところである。その方が合理的であろう。

平成27年10月には、厚労省より第2回目の内示が行われた。本道分は8.8億円で、要望額37.34億円に対して総額33.2億円（88.9%）の交付となった。

事業①に関しては1回目の内示で100%であったため0円（総額12.1億円）、事業②に関しては1.2億円で要望額に対して69.8%（総額2.33億円）、事業③は7.6億円で85.6%（総額18.75億円）の交付であった。

平成27年11月開催の北海道総医協地域医療専門委員会では、各事業の評価を行ったが、概ね順調に事業が行われている。しかし、平成27年度の基金が要望額より減額されたため、これまで国庫補助事業として実施していた人材養成・確保事業などの継続事業については優先的に充当する事とし、新規・拡充事業については、一部事業内容の見直しや中止により対応する事となった。

平成28年度基金に向けて、北海道庁は画期的な要求を行った。それは事業①に関して6.5億円、事業②に関して3.4億円、事業③に関して30.4億円で総額40.3億円という内容であった。国の方針はあくまでも、①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業に重点配分するという主旨で、総医協地域医療専門委員会での、「地域医療構想を達成するためには人材の確保が必須である。回復期相当の病棟（病床）へ転換しようにも人材の確保ができない」という意見を踏まえたものであったが、それにしても思い切った要求であった。これに対して8月に内示された基金の規模は、事業①に関して6.5億円（100%）、事業②に関して2.3億円（67.4%）、事業③に関して20.5億円（67.4%）

で総額29.3億円（前年度比マイナス3.9億円）であった（表3）。

今後不足分に関しては基金の執行残を充当する予定となった。北海道庁の英断に敬服したい。

＜地域医療介護総合確保基金（介護分）について＞

地域医療介護総合確保基金（介護分）については、北海道地域医療介護総合確保基金（介護分）検討協議会が新たに設置され、同協議会で検討される事となった。委員は学識経験者、保健医療関係団体、福祉関係団体及びその他関係団体の代表者等により幅広く構成されている。協議会の座長は学識経験者から北星大学社会福祉学部教授の杉岡直人氏が選出され、小職が副座長を務めている。基金の介護分は平成27年度で724億円（国分483億円）となった。①介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）に634億円、②介護従事者確保に関する事業に90億円が配分された。

平成27年5月には北海道に対して、事業①に関して31.2億円、事業②に関して3.9億円の総額35.1億円が内示された（表4）。

協議会および国の内示に先立ち、平成27年1月には、市町村・関係団体への事業提案募集およびホームページによる公募が行われている。協議会では内示額に基づき、提案事業に対する妥当性や配分が検討された。その後さらに平成27年度補正予算が介護分のみ1,561億円（うち国分1,040億円）が増額された（図1）。

この補正予算は、アベノミクス新三本の矢のうち、安心につながる社会保障の中の「介護離職ゼロ」対策である。目標として①介護サービスが利用できずに、やむを得ず離職する者の解消②特別養護老人ホームへの入所が必要であるにもかかわらず、自宅で待機している者の解消が挙げられ、対策として特別

表3 北海道への内示状況（基金規模額 ※国2/3、道1/3）

（単位：億円）

事業区分	H27内示 (A)	今回内示 (B)	増減 (B-A)	今回要望額 (C)	内示率 (B/C)
①病床転換	12.1	6.5	▲5.6	6.5	100.0%
②在宅医療	2.3	2.3	0	3.4	67.4%
③医療従事者	18.8	20.5	1.7	30.4	67.4%
合計	33.2	29.3	▲3.9	40.3	72.6%

（事業区分①：地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
事業区分②：居宅等における医療の提供に関する事業
事業区分③：医療従事者の確保に関する事業）

表4 「地域医療介護総合確保基金（介護分）」活用予定事業

項目	基金活用予定額（単位：千円）
1 介護施設等の整備に関する事業	3,118,094
2 介護従事者の確保に関する事業	393,033
①「基盤整備」に関する事業	(1,780)
②「参入促進」に関する事業	(121,477)
③「資質の向上」に関する事業	(256,300)
④「労働環境・処遇の改善」に関する事業	(13,476)
合計	3,511,127

養護老人ホーム等の介護サービス提供基盤の整備について前倒し・加速化を行う(1,382億円)。またこれに伴い介護従事者を確保するための対策として用いる(179億円)としている。さらに補正予算分の活用事業は平成28年度からでも可能であり、複数年でも執行可能(5年間で執行する事)と(医療分と比較して)かなり柔軟なものとなっている。なお本道分は、補正予算として施設整備に40.9億円、人材確保に6.2億円となっている。

平成28年度の基金(介護分)に関しては平成27年度と同額の724億円となり、本道分は要望額通り30.2億円と内示された。内訳は①介護施設等整備に26.3億円、②介護従事者確保に3.9億円である。なおこの区分間の流用など事業区分を超えた弾力的な基金の運用を認めることについて、様々な機会を通じて要望中である。平成28年9月現在、期首残高が①介護施設等整備に関して51.4億円あり28年度分の内示額と合わせると77.7億円となるが、28年度は47.3億円の執行予定である。②介護従事者確保に関する残高は7.1億円であり、内示額との合計は11億円であるが、28年度は5.6億円の執行予定となっている(表5)。

〈おわりに〉

地域医療介護総合確保基金は、2025年を展望し、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務である事から、平成26年度より消費税増収分を活用した財政支援制度として創設され、各都道府県に設置されたものである。都道府県は、地域医療計画を作成し、その計画に基づき事業を実施する事となっている。この基金は消費税増収分が充当されるため、毎年の財政規模は決定されている。

医療部分の施設設備整備事業に関しては、原則1/2以上の事業者負担が求められる。ソフト事業で、複数年継続して実施する場合については最長でも3年間とし、評価のうえ、必要に応じて再継続する事が出来る(3年度間ごとに再評価する)事になっている。

介護部分に関しても、施設設備整備事業等、特定の事業者の資産形成につながる事業については、基本的に事業者負担が設定されている。また基金を活用する事業については、医療と同様に、最長でも3年間とし、実施状況にかかる評価を行った上で、必要に応じて再継続する事が出来るものとしている。

我々北海道医師会の役員は、総合確保基金(医療分・介護分)を検討するそれぞれの会議に参加し意見を述べているが、①申請された事業が適切か否か②その配分が公民均等か否かも課題であるが、それにも増して事後評価が極めて重要である。現在のところ概ね順調に事業が行われているが、事業に大きな遅れや、目標を大幅に下回っている事業も散見される。

この基金は本来、診療報酬あるいは介護報酬の財源となるべきものを国がこのような形にしたものと言うことが出来る。各医療機関・介護事業者に直接分配されるはずであったものであり、我々にとってはその意味でも真に有効な活用を願うものである。また消費税という貴重な国民の血税を無駄なく国民のために使用させて頂くと言う視点で事業内容・今後の成果を注視して行きたい。

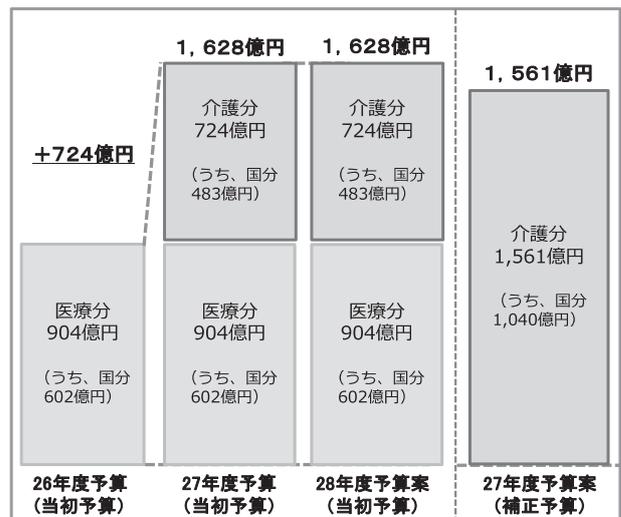


図1 地域医療介護総合確保基金の予算

表5 地域医療介護総合確保基金予算内訳

(単位：億円)

	H27			H28 (予定)			
	従事者確保	施設整備	計	従事者確保	施設整備	計	
期首残高	—	—	—	7.1	51.4	58.5	
基金積立	当初	3.9	31.2	35.1	3.9	26.3	30.2
	補正	6.2	40.9	47.1	—	—	—
執行(予定)額	3.0	20.7	23.7	5.6	47.3	52.9	
残 額	7.1	51.4	58.5	5.4	30.4	35.8	